

せたがやの

ち い き ふ う け い し さ ん

# 地域風景資産



2018

# Q&A



世田谷区

# 目次

## 推薦

---

### 資源の捉え方

- Q1 どんな風景でも推薦できますか？
- Q2 区界をまたぐ風景を推薦できますか？
- Q3 線状の風景を地域風景資産に推薦できますか？
- Q4 「せたがや百景」と「地域風景資産」の違いは何ですか？
- Q5 せたがや百景を推薦できますか？
- Q6 すでに地域の方々によって活動が行われている風景を推薦できますか？
- Q7 すでに選定されている地域風景資産を選定できますか？
- Q8 すでに選定されている地域風景資産と範囲が重なっている風景を、推薦できますか？

### 推薦数

- Q9 推薦する風景の数に制限はありますか？

### 推薦者

- Q10 推薦者の条件はありますか？

### 所有者

- Q11 推薦の際に、所有者の了解は必要ですか？

### その他

- Q12 地域風景資産以外の区の見直しによる、風景づくりプランへの制限はありますか？

## 選定後

### 活動団体登録

Q13 風景づくり活動団体登録は、どのような制度ですか？

### 地域風景資産の変化

Q14 活動を終了した地域風景資産は、どのように取り扱いますか？

Q15 地域風景資産がなくなったり、大きく変化したりした場合は、どのように取り扱いますか？

Q16 所有者の了解が得られなくなった地域風景資産は、どのように取り扱いますか？

Q17 活動や風景に変更がある場合には、手続きが必要ですか？

Q18 風景づくり活動を終了したい時は、どうすればよいですか？

### せたがやの地域風景資産 Q&A 2018 について

地域風景資産は、地域で大切にしたい風景を、区民の手で守り・育て・つくりあげていく活動を支援することを目的に、これまでに計3回、86箇所が選定されています。

一方で、第1回選定から15年以上が経過し、社会状況や、風景・活動自体にも変化が見られるようになりました。こうした変化を受け、風景が選定当時から変化した場合や風景づくり活動を終了したい場合などの、手続きや地域風景資産の取扱いに関するお問合せが増えてきました。

そこで、過去に作成された地域風景資産の推薦に関する Q&A (Q1~12) に、選定後の Q&A(Q13~18)を追記しました。追記にあたっては、平成29年度に風景づくり交流会で風景づくり活動団体の皆さんと検討し、地域風景資産 Q&A の更新というかたちでまとめました。

**Q<sub>1</sub>**

どんな風景でも推薦できますか？

**A<sub>1</sub>**

できます。推薦対象の条件は、「世田谷区  
内の風景」であることです。

〔解説〕

風光明媚な風景でなくても地域の共有・共感のある、  
世田谷らしい風景であれば推薦できます。

Q<sub>2</sub>

区界をまたぐ風景を推薦できますか？

A<sub>2</sub>

できます。ただし、風景の構成要素を世田谷区内に設定するように工夫をしてください。

〔解説〕

風景は区界に関係なくつながっていますが、地域風景資産は世田谷区が行う風景づくりの取り組みです。そのため、地域風景資産の構成要素は世田谷区内に設定するように工夫してください。

#### 何を地域風景資産と捉えるか発想の転換も！

例えば、富士山への眺めの良い風景は、区外の道路等からではなく、「富士山がきれいに見える区内のポイント」を地域風景資産として捉え直すのも一手です。

(例)富士見橋より見た富士山

の見える眺望

：富士山への眺めを得られる橋を選定。



Q<sub>3</sub>

線状の風景を、地域風景資産に推薦できますか？

A<sub>3</sub>

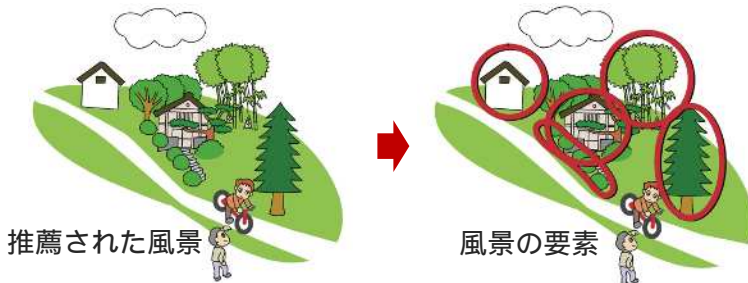
できます。ただし、範囲を特定してください。

〔解説〕

風景は周辺とつながっており、簡単に切り離せるものではありません。しかし、風景づくり活動を伴うことが地域風景資産の選定条件であることを考えると、活動を行う範囲を地域風景資産の範囲として特定するのが望ましいです。

ただし、所有者の同意を得る過程で、地域風景資産の対象の特定が必要な場合もあります。

### 風景の要素の抽出



Q<sub>4</sub>

「せたがや百景」と「地域風景資産」の違いは何ですか？

A<sub>4</sub>

目的や選定のプロセスが違います。

〔解説〕

「せたがや百景」は昭和 59 年に好ましい風景として、区民からの推薦投票で選ばれた約 400 景の中から、区民投票の多い順で 100 景が選ばれました。区民に世田谷の風景に関心をもってもらうことが目的です。

「地域風景資産」は、地域の住民が大切にしたいという風景を区民参加で選び、風景づくり活動につなげていくことが目的です。

### せたがや百景と地域風景資産の違い

せたがや百景	地域風景資産
<b>目的</b>	
区民に世田谷の風景に関心を持ってもらうこと。	地域の住民が大切にしたい風景を共有し、風景づくり活動につなげること。
<b>選び方</b>	
区民から推薦投票で選ばれた約 400 景の中から、選定委員会が 200 景の候補に絞ったものを、区民投票を行い票の多い順で 100 景が選ばれた。	推薦者が作成した「風景づくりプラン」を、選定人が現場で確認して選定する。選定までのプロセスに、区民が主体的に参加することが特徴。

Q<sub>5</sub>

せたがや百景を推薦できますか？

A<sub>5</sub>

できます。

〔解説〕

地域風景資産は、せたがや百景とは異なり、活動を通して地域で風景を守り・育て・つくることを目的としています。そのため、目的や選び方の異なる「せたがや百景」を推薦することが可能です。

ただし、地域風景資産の名称は、風景づくり活動の目的がわかるようなものとし、百景との混同を避けましょう。



Q<sub>6</sub>

すでに地域の方々によって活動が行われている風景を推薦できますか？

A<sub>6</sub>

できます。

〔解説〕

以前から地域の方々によって活動が行なわれている風景を、地域風景資産として推薦する場合は、以下の3つの方法が考えられます。

推薦した方が、新しい活動団体を立ち上げ（もしくは立ち上げを目指し）風景づくりプランを作成する。

推薦した方がすでにある活動団体に加わり、活動団体の一員として風景づくりプランを作成する。

推薦した方がすでにある活動団体にはたらきかけて、風景づくりプランを作成してもらう。

誰が主体となり風景づくり活動を行うのかを明確にした上で、風景づくりプランの検討を進めてください。

Q<sub>7</sub>

すでに選定されている地域風景資産を選定できますか？

A<sub>7</sub>

できます。

〔解説〕

地域風景資産は、活動（風景づくりプラン）と風景をセットで選定しているため、活動内容が異なれば、別の地域風景資産として推薦できます。

ただし、地域風景資産の名称は、既存の地域風景資産と異なるものにしてください。

**Q**<sub>8</sub>

すでに選定されている地域風景資産と範囲が重なっている風景を、推薦できますか？

**A**<sub>8</sub>

できます。

〔解説〕

風景の捉え方はさまざまです。たとえば、国分寺崖線や特徴的な街並みのように“面（エリア）”で捉えたり、川や道のような“線”で捉えたりする場合もあれば、その中の特徴的な風景を“点（スポット）”として捉える場合もあります。このような捉え方の中で重複する場合は、すでにある地域風景資産や風景づくり活動グループとの調整を図りながら、風景づくりプランを作成してください。

Q<sub>9</sub>

推薦する風景の数に制限はありますか？

A<sub>9</sub>

制限はありません。

〔解説〕

複数の風景を推薦することはできますが、推薦した風景ごとに、風景づくりプランを作成し、活動グループづくりを行うこととなります。無理のない範囲で推薦してください。

**Q<sub>10</sub>****推薦者の条件はありますか？****A<sub>10</sub>****「世田谷区在住・在勤・在学の方」であれば、どなたでも推薦できます。**

〔解説〕

地域風景資産は世田谷区が行う風景づくりの取り組みです。そのため、「世田谷区在住・在勤・在学の方」を対象としています。それ以外の方が推薦したい場合は、活動グループのメンバーに区在住・在勤・在学の方を入れていただき、その方から推薦してください。

**Q<sub>11</sub>**

推薦の際に、所有者の了解は必要ですか？

**A<sub>11</sub>**

必要ありません。

〔解説〕

所有者の方の了解は、推薦の段階では必要ありませんが、選定の条件となっています。そのため、推薦後に風景づくりプランをまとめていく過程で、所有者の了解を得ていただきます。

**Q**<sub>12</sub>

地域風景資産以外の区の実施による、風景づくりプランへの制限はありますか？

**A**<sub>12</sub>

あります。区の実施と相容れないプランは受け取れません。

〔解説〕

地域風景資産の選定は、世田谷区風景づくり条例に基づく区の実施です。そのため、区の実施と相容れない内容の「風景づくりプラン」は受け取ることができず、選定されることもありません。

そのため、風景づくりプラン作成の過程で、区とも協議して風景づくりに取り組んでいけるような地域風景資産での活動のアイデアを考えていただきます。

Q<sub>13</sub>

風景づくり活動団体登録は、どのような制度ですか？

A<sub>13</sub>

風景づくり活動を支援する区の制度です。

〔解説〕

世田谷区では、自主的に風景づくり活動を行う団体・グループを世田谷区風景づくり条例に基づいて登録し、風景づくり活動を支援しています。

そのため、推薦者は地域風景資産に選定されたのち、3名以上のグループをつくり、風景づくり活動団体に登録していただきます。登録後は、5年ごとに更新が必要です。（詳細内容は、パンフレット：風景づくり活動団体登録をご覧ください。）



風景づくり活動団体登録のパンフレット

都市デザイン課にて配布、区のホームページでも公開しています

区では、地域風景資産における活動の有無を、風景づくり活動団体登録の有無で確認しています。



**Q**  
14

活動を終了した地域風景資産は、どのように取り扱われますか？

**A**  
14

活動を終了した地域風景資産として、記録を残していきます。

〔解説〕

活動を終了した場合は、「活動の終了した地域風景資産」として取扱います。選定を取り消すことはありません。

〔具体例〕

刊行物（風景マップなど）

目的に応じて表現を変更する。

（「活動の終了した資産」と明記する、掲載しないなど）

選定時の資料（目録など）

記録として残す。

**Q**  
15

地域風景資産がなくなったり、大きく変化したりした場合は、どのように取り扱いますか？

**A**  
15

風景の変化を踏まえた適切な情報発信をします。

〔解説〕

地域風景資産がなくなったり、大きな変化があったりした場合に、そのまま情報発信を続けると、区民の皆さんに誤解を与えてしまう場合があります。そのため、その場所で活動している風景づくり活動団体と確認し、風景の変化を踏まえた適切な情報発信をします。

〔具体例〕

刊行物（風景マップなど）

目的に応じて表現を変更する。

（「選定時とは風景が変化しています」と明記する、掲載しないなど）

選定時の資料（目録など）

記録として残す。

**Q**<sub>16</sub>

所有者の了解が得られなくなった地域風景資産は、どのように取り扱いますか？

**A**<sub>16</sub>

刊行物・ホームページの表現を変更・削除します。

〔解説〕

「所有者の了解」は、選定の必須条件です。そのため、選定後に所有者の了解が得られなくなった場合は、所有者の意向を踏まえた情報発信をします。

〔具体例〕

刊行物（風景マップなど）

削除

選定時の資料（目録など）

記録として残す。ただし、公開している目録は、所有者に表現を確認した上で公開できる内容のみを公開する。

Q<sub>17</sub>

活動や風景に変更がある場合には、手続きが必要ですか？

A<sub>17</sub>

内容に応じた手続きが必要です。

〔解説〕

**ケース1** 活動や風景の趣旨を変更したい

活動や風景の趣旨について変更する場合は、同一の地域風景資産とみなすことはできません。次回の地域風景資産の選定時に改めて推薦をお願いします。

**ケース2** 明らかに選定条件を満たし、選定時の趣旨が変わらない範囲で変更をしたい

風景づくり委員会にて、変更内容が選定条件を満たしているか、選定時の趣旨に沿っているかを確認します。変更可能と認められれば、周知のうえ、地域風景資産目録やマップ類の変更を行います。

風景づくり委員会：風景づくりに関する重要事項を調査審議する区民及び学識経験者にて構成する機関。

### ケース3 風景づくり活動団体登録の内容を変更したい

団体名や代表者・連絡者などの変更については、風景づくり活動団体変更届出書をご提出ください。

上記以外のケースやご不明な点については、都市デザイン課までご相談ください。

〔具体例〕

#### 名称の変更

地域風景資産 「芝生の広がる砦公園ファミリーパーク」

名前をよく間違えられるので、百景に合わせた名前にしたい。

「芝生の広がる砦ファミリーパーク」 ... ケース

谷戸川での活動をメインの活動にしたい。

「谷戸川の流れる砦公園ファミリーパーク」 ... ケース

#### エリアの変更

地域風景資産 「千歳通りの桜並木」

桜並木の通りが、周辺の開発により短くなった。

やむを得ない事情によるエリアの減少 ... ケース

西用賀通りの桜並木も資産に含めたい

現在の地域風景資産と離れたエリアの増加 ... ケース

**Q**  
18

風景づくり活動を終了したい時は、どうすればよいですか？

**A**  
18

風景づくり活動団体登録の解除が必要です（都市デザイン課にご相談ください）。

〔解説〕

風景づくり活動を終了したい場合は、風景づくり活動団体登録の解除が必要となりますので、都市デザイン課にご連絡ください。

また、活動終了後の地域風景資産の取扱いについては、Q14のとおりです。

### 風景づくりアドバイザーに相談しよう！

活動の課題解決に向けて風景づくりアドバイザーからアドバイスを受けることができます。ぜひご活用ください（パンフレットは、都市デザイン課にて配布・ホームページでも公開しています）。



せたがやの地域風景資産 Q&A 2018

---

世田谷区都市整備政策部都市デザイン課

〒154-8504 世田谷区世田谷 4 - 21 - 27

電話 03 - 5432 - 2039 FAX 03 - 5432 - 3084

平成30年(2018年)3月